

新旧対照条文

◎入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等（平成六年厚生省告示第二百三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>二 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養に係る特別食</p> <p>疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基つき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、脂質異常症食、痛風食、てんかん食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、治療乳、無菌食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）</p>	<p>二 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養に係る特別食</p> <p>疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基つき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、脂質異常症食、痛風食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、治療乳、無菌食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）</p>